マンガでわかる！

労　働　法

第５回　看護休暇をお忘れなく！

監修・構成：弁護士　橋本　拓朗
弁護士　越川　芙紗子

©弁護士法人リバーシティ法律事務所

©弁護士法人リバーシティ法律事務所
www.comipo.com

子の看護休暇を認めずに欠勤扱いなんてダメ！

キッ！

じゃあ子の看護休暇中は当然お給料も出るのよね？

う～ん…

ビっ!!

子の看護休暇中の給与については有給・無給を会社側の裁量で決定することができます。

有給とする場合には、就業規則等で定めることになりますが、５日（子が複数の場合は１０日）全部を有給とすることもできますし、これらのうちの一部のみを有給とすることもできます。

当然に有給というわけではないんですよ！

へ～！

でも今回は予防接種だろ？

病気じゃないのに看護休暇を取れるのか？

それは…

病気の時だけと思われそうだけど

も～！

予防接種でも子の看護休暇を認めないといけません！

©弁護士法人リバーシティ法律事務所

健康診断のためでもいいの？

もちろんおっけー！

間違えやすいポイントが

もう一つあります！

女性だけじゃなく男性にも認めないといけないのよ

ははは－よかったな－

休みを取った社員のボーナスをゼロにするのは…

もちろんダ～メ～！

ネー

休暇取得を理由に不利益な取扱いをすることは禁止！

おまえクビ！

えー

働くママは本当に大変！

会社も子育てへの理解が必要ね！

©弁護士法人リバーシティ法律事務所

www.comipo.com